

## 長期欠席議員等の議員報酬等の取扱いについて

(議員報酬等の減額、一時差止、不支給)

「裾野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」制定に向けた政策討論の議題提案

令和7年7月

裾野市議会  
議会運営委員会

提出者	委員長	中村 純也
賛成者	副委員長	勝又 利裕
	委員	浅田 基行
	委員	小林 浩文
	委員	木村 典由
	委員	勝又 豊
	委員	賀茂 博美
	委員	三富美代子

- 目次

1 背景および当市議会の現状 ······ P 2~3

(1) 議論開始の背景

(2) 長期欠席議員の取扱い（現状）

(3) その他確認事項

2 各種協議内容 ······ P 4~9

(1) 長期欠席議員等にかかる議員報酬等の減額規定の必要性

(2) 他市の規定事例の確認

(3) 具体的な項目に関する議論

3 協議経過（議会運営委員会ほか） ······ P 10~11

添付資料 補附野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（案）

## 1. 背景および当市議会の現状

### (1) 議論開始の背景

平成 28 年に北九州市議会の議員が、病気を理由に約 2 年 4 ヶ月間議会をすべて欠席しているにもかかわらず、その間の議員報酬と期末手当を全額受け取っていたことが問題視されて以降、全国の市区町村議会において、長期欠席した場合に議員報酬等を減額する条例の制定（改正）が行われている。

このような状況の中、当市議会においても、本課題について過去の議会改革特別委員会で検討されたものの結論は出ず今に至っているところであるが、今般、議会のあり方検討特別委員会を設置し、議員の定数や報酬を議論するにあたり、議員活動ができない場合の報酬等についてもしっかり議論する必要があると考え、議員報酬等の取扱いについて条例制定を視野に議会運営委員会で議論を開始した。

### (2) 長期欠席議員の取扱い（現状）

#### ○身分保障

⇒各種法令には長期欠席議員に関する規定はなく、病気等により長期欠席した場合においてもその身分は保障される（失職しない）。

身分の喪失事由は以下のとおり

- ① 任期の満了 ② 議員の辞職 ③ 死亡
- ④ 懲罰による除名 ⑤ 被選挙権の喪失 ⑥ 兼職を禁止された職への就職
- ⑦ 兼業禁止規定への抵触 ⑧ 選挙の無効または当選の無効の確定
- ⑨ 住民による議員の解職請求 ⑩ 住民による議会の解散請求
- ⑪ 不信任議決に基づく長による議会の解散 ⑫ 議会の自主解散
- ⑬ 配置分合による議会の消滅

#### ○議員報酬および支給制限

##### 【地方自治法】

- 第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
  - ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
  - ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例※でこれを定めなければならない。

※条例は以下のとおり

##### 【裾野市議会基本条例】

###### (議員報酬)

- 第 23 条 議員の報酬は、議員としての活動を保障するものであることを基本とし、裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 63 年裾野市条例第 7 号)で定める。

### 【裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和63年裾野市条例第7号)】

⇒現在、長期欠席議員にかかる取扱いについては規定されていないため、仮に長期欠席等が発生した際にも、議員報酬等が支払われ続ける。

#### (3) その他確認事項

##### 【議員報酬（逐条解説より）】

非常勤の特別職（地方公務員法第3条第3項：教育委員会委員、監査委員、附属機関の審査委員など）に対する「報酬」と同じく、一定の役務の対価として与えられる反対給付（「反対給付」とは、一定の役務の提供（議員の活動）に対する対価（議員報酬）の支給を意味）であり、長その他の常勤職員等に対して支給される、「生活給」の性格を有する「給料」とは区別される。

##### 【議員の活動】

###### 【裾野市議会基本条例】

###### (議員の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、運営しなければならない。

- (1) 市長又は執行機関の事務の執行について、適正な市政運営がされているか、監視、評価等を行うこと。
- (2) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (3) 議会活動の公正及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (4) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう市民参加の機会の拡充に努めること。

#### ●裾野市議会（議員）の活動範囲（地方自治法、条例等に規定されている会議など）

##### ○地方自治法規定

- ①本会議 ②委員会（常任委員会・特別委員会・議会運営委員会）
- ③協議又は調整等を行うための場 ④議員の派遣 ⑤委員の派遣

##### ○議会基本条例

- ⑥政策討論会 ⑦市民との意見交換会
- ⑧議会報告会 ⑨会派代表者会議

##### ○要綱等

- ⑩全員協議会 ⑪議員協議会 ⑫委員会協議会 ⑬災害対策本部会議

##### ○その他 各議員活動

## 2. 各種協議概要

### (1) 長期欠席議員等にかかる議員報酬等の減額規定の必要性

全国の規定状況、議員報酬・期末手当の性質、法的根拠などの確認を踏まえ、長期欠席議員等にかかる議員報酬・期末手当の減額を行う条例の必要性について協議を実施。

※委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・議員報酬は一定の役務に対する対価であり、議会活動を経て初めて報酬が得られるものである。市民の付託に応える議員になることを望み自ら立候補した中で、やむを得ない事故や疾病であったとしても、市民の代表の一人として本会議の採決等に加われない状態が生じた場合、議員としての責務を果たしていない状態とも取れる。この状態は対価を得られる状況にはない。
- ・議員の職責が果たせない状況と市民感情も踏まえ、段階的に減額することは必要である。状況によってはそれ以上の判断を議員本人が考える事にもなる。
- ・民間ではやむを得ない事態に対して傷病休暇が一定期間設定され復帰を補償する仕組みが設定されているが、多くが無給である。議会でも期間を定めることはできないが、報酬に対する規定は条例で可能であるため、職責を果たすことができない場合の規定を明記するべきである。
- ・長期欠席した場合でも、公職選挙法により議員報酬等の辞退および返還はできない。報酬等の減額が行われず通常どおり支給されることで、療養期間の議員にとっても重圧となり療養に支障をきたしかねない。辞職を選択せざるを得なくなる前に、長期欠席した議員の報酬等を減額することにより、結果、議員としての身分保障につながることも考えられる。

### 【討議結果まとめ】

上記のとおり、議会運営委員会協議においては、「減額等の条例を規定すべき」との方向で意見が一致したことから、引き続き具体的な規定項目について協議を進めることになった。

### (2) 他市の規定事例の確認

具体的な内容の検討の前に、他市事例として別紙37市長議会の制定状況を調査した。

### 【確認結果】

他市の条例においては、具体的な基準の差異はあるが、長期欠席議員にかかる議員報酬等減額における規定の項目はほぼ同様の内容となっている。ただし「議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けた場合における一時差止（支給停止）」については、規定している市の割合については二極化していた。このため全国市議会議長会が毎年調査している「市議会の活動に関する実態調査」をもとに傾向を確認することとした。確認した調査結果項目は「欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額又は支給停止の規定状況」及び「欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額又は支給停止の事由」の二点。直近のデータは令和3年12月31日時点であり、2020年度との比較を行ったところ、規定した数は、192市(23.6%)から220市(27%)と28市の増加であり、事由のうち「逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたとき」の項目が、83市(43.2%)から101市(45.9%)と18市の増加が見られる。

この傾向を踏まえ、委員会においては、以下の“項目”について、その必要性と内容について議論することとした。

検討項目
①条例名 ②趣旨（規定の目的） ③長期欠席の定義・理由 ④欠席とみなす活動（会議等）の範囲 ⑤長期欠席にかかる届出の有無と始期・終期 ⑥議員報酬の減額率等 ⑦期末手当の減額率等 ⑧適用除外（長期欠席期間に含めない欠席事由） ⑨支給停止（一時差止処分） ⑩端数の処理 ⑪減額等の効力 ⑫条例規定に疑義があった場合の委任

### （3）具体的な項目に関する協議

各項目について、以下のとおり協議を行い、委員会としての意見を取りまとめた。

#### 【討議結果まとめ】

検討項目	協議結果（考え方）
① 条例名	今回の規定は、療養等による長期欠席および刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留その他の（法律上の）身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬等の取扱いを規定するもので、万が一発生した場合に対応する特例措置としての趣旨を明確にするため、現条例の一部改正ではなく、「特例条例」で規定することが望ましい。また、条例名は「裾野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」とする。
② 趣旨 (規定の目的)	他市においては「議会への市民の信頼確保の必要性」などが含まれている条例があるが、当市議会では現段階において長期欠席や刑事事件での勾留などが発生しておらず、市民の信頼を損なってはいない。今回の取り組みは他市議会等の状況をみつつ、議員として、自らが果たすべき職責を踏まえ、長期欠席した場合の取扱いを規定するものである。 よって、「裾野市議会議員の果たすべき職責を鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合および刑事事件の被疑者または被告人として法律上の（逮捕、勾留その他の）身体を拘束する処分を受けた場合」と明記することとする。
③ 長期欠席の定義・理由	療養（病気）など、議会の会議等に出席する意思はあるが出席できないやむを得ない理由により欠席した場合を長期欠席の減額対象とする。したがって、「自己都合（無断欠席など）」による欠席者に対しては、当条例による議員報酬等の削減ではなく、地方自治法第137条に規定する「議長による欠席者（正当な理由がない）への懲罰」や「議員辞職勧告決議」などで対応すること妥当であるとした。また、育児・看護・介護等により欠席しなければならない状況になった場合が俎上に上がったが、一般的に起こりうるこの状況に対し市の施策事業として取り組んで

	<p>おり、議員としても会議等の長期欠席（90日）を回避するために即座に必要な対応を講じるべきである。</p> <p>よって、「療養等の正当な理由により長期欠席した場合」と定義することとした。</p>
④ 欠席とみなす活動（会議等）の範囲	<p>法的根拠のない各種団体の会議などへの出席も議員活動として位置付けられることや政務活動などの実態も出席するべきものとして位置付けるか否かの議論があるが、全国的な均衡や訴訟リスクを踏まえ、全国市議会議長会にて「地方自治法に規定する法的根拠のある会議等（公務）に限り、欠席した場合の減額対象とすべき」との見解が示されている。</p> <p>したがって、裾野市議会における公務である「本会議、委員会、協議または調整等を行うための場の会議※、議員派遣、委員派遣」の出席状況を把握し、特例条例における議員報酬等の減額の対象とすることが望ましいとした。</p>
⑤ 長期欠席にかかる届出の有無と始期（欠席）・終期（出席）	<p>事実に即した長期欠席期間の算定を行うに当たり、当該議員からの届出が必要であり規定することが望ましい。</p> <p>始期：会議等を欠席した日</p> <p>終期：会議等に出席した日または届出（復帰）のあった日のいずれか早い日の前日とした。</p> <p>（診断書の提出）</p> <p>療養等による欠席である事実確認の証拠書類として、診断書等を提出することとする。</p>
⑥ 議員報酬の減額率等	<p><b>【長期欠席の期間と減額割合】</b></p> <p>他市において基準（段階・減額割合など）は各々異なっているが、確認した限りの多くの場合において段階的に減額する方法が取られている。近年制定した市の傾向で多いのは、最も減額率が高い場合において、欠席が365日を超えるときに100%減額するものである。委員会における協議においては、他市状況から著しく逸しない程度の割合の減額が望ましいとの部分は一致したが、最大減額率については、議会に出席できないほどの状況である場合に「どのように市民の付託に応える活動ができるのか疑問であるためできる限り厳しい基準にすべき」との意見と、「活動の意欲は尊重すべきであり、また意を決して議員となった生活環境（主に生計）への影響を考慮した基準にすべき」との意見が拮抗した。さらに各委員に対して自分がその状態になり、療養に専念したいと考えた時でも同じ意見が確認した所、意見に変化はなかった。</p> <p>これらの状況から、減額は段階的に実施することとし、年間4回定例会が開催されることを踏まえ、4段階（欠席期間90日ごと）での減額</p>

	<p>が適当であると全会一致で決定した。ただし、その場合の<u>減額率について</u>は、拮抗した2案について、全体で政策討論を行い決定することとした。</p> <p>よって、長期欠席の期間とそれに伴う2案の減額割合を示す。</p> <p>90日を超える場合 180日以下であるとき・・・100分の「25 or 20」</p> <p>180日を超える場合 270日以下であるとき・・・100分の「50 or 30」</p> <p>270日を超える場合 365日以下であるとき・・・100分の「75 or 40」</p> <p>365日を超える場合 ・・・100分の「100 or 50」</p>
	<p><b>【減額対象期間】</b></p> <p>届け出を必要とすること、また、全国的な基準および当市の支給にかかる事務手続きなどを勘案し、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、長期欠席後に初めて市議会の会議等に出席した日または届出(復帰)のあった日のいずれか早い日の前日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)までとすることとした。</p>
	<p><b>【同月において減額割合が異なる場合の日割計算】</b></p> <p>議員報酬は一定の役務の対価であり、できる限り議会活動(長期欠席日数)の実績に基づく算定が好ましいことから、減額される月の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その当該減額月の現日数を基礎として日割りにより計算することが望ましいとした。</p>
(7) 期末手当の減額率等 【算定基準と減額割合】	全国的には、基準日(6月1日、12月1日)前6月において議員報酬の減額が適用された最も高い割合を期末手当においても適用する議会が多く、当議会においてもこの手法を採用することとする。
(8) 適用除外 (長期欠席期間に含めない欠席事由)	<p>参加の意思があってもやむなく欠席せざるを得ない状況がある場合は法令等により位置付けられ、会議等への出席が不可能な場合などについては適用除外することが望ましい。したがって、公務または通勤災害、出産、感染症のうち、下記の状況を適用除外とする。</p> <p>(1)静岡県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例により認定された公務上の災害または通勤による災害</p> <p>(2)労働基準法第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内の出産</p> <p>(3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者</p>
(9) 逮捕勾留の場合の報酬等の支給・不支給	公職選挙法など議員となること、議員であることに対する法があり、選挙活動などにおいて、刑事事件に巻き込まれる可能性が否定できず、ま

	<p>た昨今の事案を考慮して、逮捕等された場合などの議員報酬等の取扱いを規定しておくべきであるとのことで一致した。</p> <p>全国的な事例を参考にすると「一時差し止め」「支給停止」という行為や「一時差止処分および差止処分の取り消し」といった個人に対する処分として規定する場合が見受けられるが、当提案においては事務処理として規定すべく「一時差し止め」の表現とすることが望ましいとした。</p> <p>○刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたとき</p> <p>「議員報酬」を当該の日の分から一時差し止める（当該日より前の分は日割りで支給）</p> <p>処理が間に合わず支給していた場合は、解かれた後の支給において差し引く。</p> <p>「期末手当」の支給日において、議員報酬の一時差し止めが行われた月があり、未だ判決が確定していない場合は、期末手当の支給を一時差し止める</p> <p>&lt;無罪等だった場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事事件で公訴を提起しない処分があったとき、又は無罪判決及びそれと同様の判決が確定した場合には、一時差し止めていた「議員報酬＆期末手当」を支給する。</li> </ul> <p>※確定時点で当該議員が議員の職を失っていても同様（支給）とする</p> <p>&lt;有罪等だった場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事事件で有罪判決が確定したときは、一時差し留めていた「議員報酬＆期末手当」は支給しない。</li> <li>・刑事事件にかかる刑の執行として刑事施設に収容される処分を受けたときは、その日から当該処分が終了するまでの間、その間の日割りにした「議員報酬」は支給しない。</li> <li>・前2項目に該当して、基準日前6月の間に、議員報酬を支給しない月があるときは、「期末手当」は支給しない</li> </ul> <p>とすることが望ましいとした。</p>
⑩端数計算	裾野市一般職の職員の給与の支払い等に準拠し、計算した議員報酬等の額に100円未満の端数があるときは切り捨てるとした。
⑪減額等の効力	議員は任期によりその位置付けが定められるものため、当条例で議員報酬等を減額、一時差し止め、支給しないこととされた議員が再び議員

	の資格を得た場合は、前任期中の議員報酬等の減額等の効力は及ばないことが妥当とした。
(12) 条例規定に疑義があった場合の委任	全国的には「条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する」や「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める」などの内容を規定するのが一般的となっている。当市議会でも本件検討を議会運営委員会において取り扱った経緯から、議長が議会運営委員会に諮って決定することが望ましいとした。

### 3. 協議経過（議会運営委員会及び委員間協議ほか）

日付	会議	概要
2024年11月14日	議会運営委員会	<p>療養に伴う長期欠席の議員報酬について条例化することに向け協議を開始することの決定。</p> <p>情報収集し、条例に関する具体的な項目について意見を募ることとした。（期限：12月20日）</p>
	(デスクネットでの情報共有)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町の条例制定状況</li> <li>・条例パターン（条例制定or改正等）御殿場市、菊川市</li> <li>・裾野市議会で過去検討した条例案</li> </ul>
2025年1月10日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集情報の整理資料を共有し、条例に必要な項目の内、意見が分かれている部分について、協議していくことを確認。進め方として、項目に基づき、条例素案を作成し、整合をとって進めることとした。</li> <li>また、委員会で条例素案をまとめた後には、議会の政策討論会の議題として、全体で協議することとした。これにより会派毎による意見集約は行わず、委員個人として意見していくことで、素案づくりの期間短縮策とした。</li> <li>なお、政策討論会につなげるため、協議の場は、委員館協議として傍聴なしで進めることとした。</li> </ul>
2025年4月22日	委員間協議 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期欠席の対象として療養に加え、逮捕・勾留による欠席も対象として合意。</li> <li>・条例形態として、既存条例の改正ではなく、別途条例を制定することで合意。</li> </ul>
2025年5月12日	委員間協議 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬の減額機関について、4半期ごとに割合を設定することで合意。</li> <li>・減額は、90日を超えた時から4半期ごとに減額する割合定め、段階的に高めていくことで合意。</li> <li>・具体的な減額率については、結論が出ず持ち越し。</li> </ul>
2025年6月4日	委員間協議 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減額率について意見交換するものの、最高減額率について100%と50%で意見が拮抗した。</li> <li>このことから減額率については、素案では結論を出さずに、政策討論会で協議することとした。</li> </ul>
2025年6月18日	委員間協議 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逮捕勾留があった場合の、議員報酬等の一時差し止め、その後の支給・不支給について</li> <li>・減額を行なった際の端数の取り扱い</li> <li>・減額条例の効力</li> <li>・その他疑義があった場合の確認方法</li> </ul>

2025年6月19日	共有 (オンライン)	第1回から第4回までの協議事項を反映させた条例案（減額率を除く）を確認。
2025年6月25日	議会運営委員会	長期欠席議員の議員報酬の減額について、特例条例の制定に向けた政策討論を議題として承認し、議長に提出することを決定